

陸上交通様式第 3 (日本工業規格 A 列 4 番)

2 上公協 号
令和 3 年 2 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 上田市公共交通活性化協議会
住 所 長野県上田市大手一丁目 1 1 番 1 6 号
代表者氏名 会 長 藤 澤 純 一 印

生活交通確保維持改善計画 (地域内フィーダー系統確保維持計画) 変更届出書

令和 2 年 9 月 2 9 日付け国総地第 6 4 号で国土交通大臣より認定された地域内フィーダー系統確保維持計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

- 変更日
令和 3 年 3 月 28 日
- 変更箇所
生活確保維持計画 (1 7 .) . . . 資料 3 - 1
表 1 . . . 資料 3 - 2
表 5 . . . 資料 3 - 3
- 変更理由
上田電鉄別所線復旧に伴い、申請番号 8 上田城下線 (災害時代行バス) の廃止

※本届出書に、変更する事項を全て記した生活交通確保維持改善計画を添付すること。
※「変更理由」は、具体的に記述すること。

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和2年6月5日

一部変更 令和3年2月10日

（名称） 上田市公共交通活性化協議会
 （代表者名） 会長 藤澤 純一

生活交通確保維持改善計画の名称
上田市地域内フィーダー系統確保維持計画（令和3年度～令和5年度）
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>上田市におけるバス路線の集積点は、上田駅となっており、市域内に広範に路線バス、コミュニティバス、デマンド交通等により構成される公共交通機関網が広がっている。</p> <p>これらの公共交通については、市街地中心部の総合病院をはじめとする各種医療機関、大規模ショッピングセンター等が当市民の日常生活機能を担う中で、各地域からのバス路線が市街地に向かう唯一の手段として、車を運転できない高齢者等を中心に、生活に必要不可欠な交通として機能している。</p> <p>しかしながら、人口減少と自家用車の普及により、当市の公共交通機関の利用者は減少傾向にあり、収支悪化による行政負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が発生している。</p> <p>従来自主運行してきたものの、収支の悪化により存続が困難となっている上田バス(株)が運行する塩田線、信州上田医療センター線、千曲バス(株)が運行する室賀線について、住民の通院・買い物を中心とした生活に不可欠な路線として存続していくことが必要である。</p> <p>このため、地域公共交通確保維持事業により、塩田線、信州上田医療センター線、室賀線の確保・維持を図りたい。上田市街地循環バス、丸子地域循環バスについても、本事業による路線の維持・確保を図りたい。また、平成28年10月から運行を開始した上田バス(株)の久保林線については、交通空白地帯の久保林地区と上田駅を結ぶ久保林線を維持し、生活交通としての足を確保するとともに、中心市街地活性化に結びつけていく。さらに、同年12月に、まちづくりと連携し、公共交通ネットワークを一体的に形づくり、持続させることを目的に地域全体の公共交通ネットワークシステムの在り方などを定めた「上田市地域公共交通網形成計画」を作成した。</p> <p>また、令和元年度には千曲バス(株)が担っていた上田市街地循環バス（赤バス）と丸子地域循環バスの運行が運転手不足により運行継続困難と申し出を受け、令和2年4月1日から上田市街地循環バス（赤バス）の運行を上田バス(株)に、丸子地域循環バスの運行を東信観光バス(株)に業務を引き継ぐこととなった。</p> <p>さらに、上田電鉄別所線の上田駅から城下駅間について、令和元年東日本台風災害により運行休止となり輸送量を著しく欠いているため、交通不便地域の指定を受け、令和2年4月1日から上田城下線を新設し、別所線が全線開通するまでの間（令和3年3月31日まで）、当該区間を運行し地域住民等の移動確保を行う。</p>

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

【上田バス株】

(乗車人員)

信州上田医療センター線の乗車人員を 18,073 人以上、塩田線の乗車人員を 10,175 人以上、上田市街地循環バスの乗車人員を青バス 13,315 人以上、赤バス 10,799 人以上、久保林線の乗車人員を 4,038 人以上とする。

(運行コスト)

各路線の運行コストを 1 km 当たり 467 円以内とする。

信州上田医療センター線の収支率を 50% 以上、塩田線・上田市街地循環バス・久保林線の収支率を 15% 以上とする。

(上田城下線)

一日あたり 1,200 人の輸送を確保する。

【千曲バス株】

(乗車人員)

室賀線の乗車人員を 25,866 人以上とする。(算出根拠は昨年 25,609 人だった為、1% を上乗した数字を目標とした。)

(運行コスト)

令和元年度(10月～9月)の運行コスト実績が 1 km 427 円 04 銭のため、室賀線の運行コストを 1 km 当たり 427 円以内とする。

令和元年度(10月～9月)の収支率の実績が室賀線 27.2% のため、収支率を 28% 以上とする。前年度の実績値を参考とした。

【東信観光バス株】

(乗車人員)

丸子地域循環バスの乗車人員を 3,405 人以上とする。

(運行コスト)

令和元年度(10月～9月)の運行コスト実績が 1 km 331 円 54 銭のため、丸子地域循環バスの運行コストを 1 km 当たり 331 円以内とする。

令和元年度(10月～9月)の収支率 4.23% のため収支率を 5% 以上とする。

令和 2 年 4 月から千曲バスより運行を引き継いだため、千曲バスが運行していた令和元年度(10月～9月)丸子地域循環バスの運送収入を参考とし、東信観光バスの令和元年度(10月～9月)運行コスト実績より収支率を算出し、収支率の目標とした。

(2) 事業の効果

【塩田線】

塩田線を維持することにより、西塩田地区の交通不便地域の日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保される。また、上田電鉄別所線塩田町駅等と接続することにより、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

【信州上田医療センター線】

上田駅及び地域間幹線系統と上田市の中核拠点病院である信州上田医療センターを効率的に結び、病院通院者および周辺住民の利便性を図る。

【室賀線】

室賀線を維持することにより、川西地域の交通不便地域の日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保される。また、上田駅と接続することにより、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

【上田市街地循環バス・丸子地域循環バス】

市街地循環バスを運行することにより、周辺住居地域と市街地主要施設を結び、中心市街地への買い物需要や病院・高校等への通院・通学の利便性を確保し、また上田駅等と接続することにより、効率的な運行体系が実現できる。

丸子地域循環バスは、周辺の集落と丸子中心地区を結び、生活と地域コミュニティを守る。

【久保林線】

久保林地区住民からの要望を踏まえ、公共交通空白地帯の久保林地区と上田駅を結ぶ生活交通しての足を確保することにより、地域住民の外出促進、中心市街地の活性化につながる。

<p>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダイヤ改正に合わせて市内全戸に時刻表を配布する。(上田市公共交通活性化協議会) ※上田市地域公共交通網形成計画 P73 ・小学校の夏休み期間に「夏休みキッズバス企画」を実施し、家族でのバス利用を喚起する。 (上田市公共交通活性化協議会・バス事業者) ※上田市地域公共交通網形成計画 P42 ・高校入学を控えた中学3年生に対し、通学のための公共交通の利用促進チラシを配布する。 (上田市公共交通活性化協議会) ・市内の各小中学校向けに「バス乗り方教室」の案内を行い、モビリティマネジメントに取り組む (上田市公共交通活性化協議会・バス事業者) ※上田市地域公共交通網形成計画 P74 ・運転免許自主返納促進事業に際し、タクシー利用補助券申請者へバスの時刻表、路線図等を補助券送付時に同封し、配布する。(上田市公共交通活性化協議会)
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者</p> <p>表1のとおり</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者</p> <p>上田市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。</p>
<p>6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</p> <p>上田バス(株)、千曲バス(株)、東信観光バス(株)</p>
<p>7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</p> <p>該当なし</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要 【地域間幹線システムのみ】</p> <p>該当なし</p>
<p>9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線システムのみ】</p> <p>該当なし</p>
<p>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線システムのみ】</p> <p>該当なし</p>
<p>11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</p>

該当なし	
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】	
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。	
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(1) 事業の目標	
該当なし	
(2) 事業の効果	
該当なし	
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
17. 協議会の開催状況と主な議論	
令和元年5月29日	上田市公共交通活性化協議会を開催し、地域間幹線系統確保維持計画、上田市生活交通確保維持改善計画、運賃低減バス運行計画等について承認
令和元年11月22日	上田市公共交通活性化協議会を開催し、県道川西線、鹿教湯線の一部系統の廃止、まちなか循環バスの休止等について承認
令和2年1月7日	上田市公共交通活性化協議会（書面協議）を開催し、地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について承認
令和2年2月14日	上田市公共交通活性化協議会を開催し、地域公共交通確保維持改善事業計画（運行事業者変更）変更、交通不便地域の解除（古安曾地域・富士山地域）、新規申請（城下地域）等について承認
令和2年6月5日	上田市公共交通活性化協議会を書面開催し、地域間幹線系統確保維持計画、上田市生活交通確保維持改善計画、中仙道線バス停新設及びそれに伴う運行系統の新設等について承認
令和3年2月10日	上田市公共交通活性化協議会を開催し、生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）変更、交通不便地域の解除（城下地域）等について承認

18. 利用者等の意見の反映状況	
路線ごとに利用啓発を図るとともに、住民からの要望を踏まえたダイヤ変更等の改善を行いながら利用人員の増加を図り、路線の維持確保につなげていく。	
19. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	長野県企画振興部交通政策課、長野県上田地域振興局企画振興課
関係市区町村	上田市都市建設部交通政策課
交通事業者・交通施設管理者等	上田バス(株)、千曲バス(株)、東信観光バス(株)、ジェイアールバス関東(株)小諸支店、公益社団法人長野県バス協会、しなの鉄道(株)、上田電鉄(株)、一般社団法人長野県タクシー協会、長野県タクシー協会上小支部、武石地域デマンド交通運行事業者、豊殿地区循環バス運行事業者、千曲バス労働組合、国土交通省長野国道事務所、長野県上田建設事務所、上田警察署、上田市都市建設部管理課
地方運輸局	北陸信越運輸局、北陸信越運輸局長野運輸支局
その他協議会が必要と認める者	信州大学工学部准教授、上田女子短期大学総合文化学科教授 上小圏域障害者総合支援センター、上田婦人団体連絡協議会、豊殿地区循環バス運営委員会、上田市身体障害者福祉協会、上小高等学校長会、上田市自治会連合会（上田・丸子・真田・武石地域）

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 上田市大手1丁目11番16号

(所 属) 上田市都市建設部交通政策課

(氏 名) 山川 美輝央

(電 話) 0268-23-5011

(e-mail) kotu@city.ueda.nagano.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

3年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運 行回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
上田市	上田バス株式会社	(1) 信州上田医療センター線	上田駅	北上田	信州上田医療センター	往 2.4km 復 2.4km	365日	5,732回		路線定期運行	①	補助幹線(真田線・菅平線・青木線・佐久上田線・鹿教湯線)の上田駅バス停留所と共有	③
		(2) 塩田線	上田駅	塩田病院	別所温泉	往 16.4km 復 16.4km	296日	1,184回		路線定期運行	①	補助幹線(真田線・菅平線・青木線・佐久上田線・鹿教湯線)の上田駅バス停留所と共有	③
		(3) 上田市街地循環バス(青バス・東回り)	上田駅	海野町・染谷丘高校	上田駅	往 11.5km 循環	296日	1,184回		路線定期運行	①	補助幹線(真田線・菅平線・青木線・佐久上田線・鹿教湯線)の上田駅バス停留所と共有	③
		(4) 上田市街地循環バス(青バス・西回り)	上田駅	西上田	上田駅	往 15.6km 循環	296日	1,480回		路線定期運行	①	補助幹線(真田線・菅平線・青木線・佐久上田線・鹿教湯線)の上田駅バス停留所と共有	③
		(5) 上田市街地循環バス(赤バス・西回り)	上田駅	西上田	上田駅	往 27.1km 循環	296日	1,184回		路線定期運行	①	補助幹線(真田線・菅平線・青木線・佐久上田線・鹿教湯線)の上田駅バス停留所と共有	③
		(6) 上田市街地循環バス(赤バス・東回り)	上田駅	信州上田医療センター	上田駅	往 11.5km 循環	296日	296回		路線定期運行	①	補助幹線(真田線・菅平線・青木線・佐久上田線・鹿教湯線)の上田駅バス停留所と共有	③
		(7) 久保林線	久保林公民館	信濃国分寺駅前	上田駅	往 4.9km 復 4.9km	296日	1,184回		路線定期運行	①	補助幹線(真田線・菅平線・青木線・佐久上田線・鹿教湯線)の上田駅バス停留所と共有	③
		(8) 上田城下線(3.3.27まで)	上田駅		城下駅	往 1.3km 復 1.5km	178日	5,649.5回		路線定期運行	②(2)	地域間交通ネットワークJR上田駅及び別所線城下駅との接続	③
	千曲バス株式会社	(9) 室賀線	下秋和車庫	小泉	入組	往17.4km 復17.4km	242日	1,089回		路線定期運行	①	補助幹線(真田線・菅平線・青木線・佐久上田線・鹿教湯線)の上田駅停留所と共有	③
		(10) 室賀線	房山	小泉	入組	往14.1km 復 km	242日	121回		路線定期運行	①	補助幹線(真田線・菅平線・青木線・佐久上田線・鹿教湯線)の上田駅停留所と共有	③
	東信観光バス株式会社	(11) 丸子地域循環バス(東回り)	中央病院前	藤原田	中央病院前	往 23.6km 循環	296日	888回		路線定期運行	①	補助幹線(真田線・菅平線・青木線・佐久上田線・鹿教湯線)の丸子中央病院前停留所と共有	③
		(12) 丸子地域循環バス(西回り)	中央病院前	グリーンヒル	中央病院前	往 31.2km 循環	296日	888回		路線定期運行	①	補助幹線(真田線・菅平線・青木線・佐久上田線・鹿教湯線)の丸子中央病院前停留所と共有	③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	上田市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	109,642
交通不便地域	10,013

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
10,013	室賀・西内・長・傍陽・武石	山村振興法
15,530	東部・南部・中央・北部・西部・城下の一部	局長指定

地域公共交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
上田市地域公共交通網形成計画	平成28年12月28日	H29

(※参考)

対象人口	算定式	国庫補助上限額
109,642		

(※) 省略可。

協議会において承認を得る必要があるなど、自治体の必要性に応じて記載可。

なお、記載する場合の適用算定式においては、直近の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の算定式をご活用ください。

(1) 記載要領

- 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
- 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
- 「交通不便地域」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(口②(1))に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7(口②(2)(実施要領の2.(1)⑭))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
- 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
- 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

- 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)